

○徳之島町林道管理条例第9条に基づく林道山クビリ線の使用に関する措置に関し使用上の制限を定める規則

令和元年7月1日規則第14号

徳之島町林道管理条例第9条に基づく林道山クビリ線の使用に関する措置に関し使用上の制限を定める規則

(使用に関する措置)

**第1条** この規則は、林道山クビリ線の適切な維持管理、使用上の安全及び林道周辺の自然環境の保全を確保するため、徳之島町林道管理条例（平成30年徳之島町条例第6号。以下「条例」という。）第9条第1項第1号の規定により、使用上の制限を行う。

(使用上の制限を行う期間)

**第2条** 使用上の制限を行う期間は、1月4日から12月28日までの間とする。

(使用上の制限)

**第3条** 林道山クビリ線を使用しようとする者のうち、条例第5条第2号又は第3号に該当するものは、条例第5条ただし書の規定にかかわらず、同条の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可することができる。

- (1) 奄美群島エコツーリズム推進協議会が認定したエコツアーガイド及びその管理下にある者が使用するとき。
- (2) 調査研究のために使用するとき。
- (3) 教育のために使用するとき。
- (4) 自衛隊の慰霊碑の参拝のために使用するとき。
- (5) 有害鳥獣駆除のために使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

#### 附 則

この規則は、令和1年7月1日から施行する。